

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則を公布する。

令和6年9月18日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第13号

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和44年杉並区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「並びに同法附則第2条及び第3条の規定並びに」を「及び」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 令和6年9月以前の月分の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付に係る事務については、この規則による改正後の杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。